

第1部 概観

第1章 総論

第1節 軍縮・不拡散の意義と歴史

第2節 軍縮・不拡散をめぐる現状

第3節 軍縮・不拡散の国際的枠組み

第4節 日本の基本的立場と取り組み

第2章 核軍縮・核不拡散

第3章 化学・生物兵器

第4章 通常兵器

第1章 総論

第1節 軍縮・不拡散の意義と歴史

1. 軍備管理・軍縮・不拡散とは

「軍縮」は、軍備の縮小、削減及び廃絶を目指すものであり、「不拡散」は、兵器一般、特に核・生物・化学兵器といった大量破壊兵器やその運搬手段、その関連物資や技術などの拡散を抑制し、阻止することを目的とするものである。「軍備管理」は、軍備の規制、検証・査察、信頼醸成、通常兵器の移転の規制などを意味し、そもそもは、70年代に米国と旧ソ連の間で行われた核兵器管理交渉から生まれ、核大国間の核管理の仕組みを作り上げることを目的とする概念であった。

軍備管理・軍縮・不拡散は、何れも軍備ないし兵器、その関連物資、技術を対象に一定の国際的な規範を策定し、この規範に基づいて軍備や兵器、その関連物資、技術を規制・管理・制限・縮小することを通じて、安全保障環境を向上させることを目標としている。このような軍縮・不拡散外交の出発点は、より平和で安全な世界を作りたいとの人類の切実な願いである。

2. 軍縮はなぜ必要か

日本は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにする」（日本国憲法前文）との平和への決意に立って、軍事大国とはならず、その持てる力を世界の平和と繁栄のために向けることを基本政策としてきた。戦争は、人々の生命や財産を脅かし、その生活と文化を破壊し、数々の悲劇をもたらす。日本の外交は、国民が平和と安全のうちに暮らせるように、そして、世界全体に平和が築かれるようにとの、日本国民の強い願いの上に立って進められてきた。

もし、あらゆる軍備をすべて廃絶することができれば、少なくとも軍備を用いた紛争はなくなるであろう。しかし、現実の世界には、国と国、民族と民族の間の不信感が根強く存在しており、依然として緊張や対立がある。領土紛争、宗教対立、民族対立など、潜在的に武力紛争に発展しかねない問題を抱えた地域が各地に存在しており、世界の多くの国が、自国の安全保障を維持するために、つまり他の国からの侵略や武力による威嚇などから自国を防衛するために、軍備を必要と感じていることは、厳然とした事実である。軍縮への取り組みも、この事実を踏まえた上で考えていく必要がある。

このように軍備が各国の安全保障にとって必要なものであるとしても、その規模を適正に保ち、できれば縮小する方向で、各国間で協調して調整を進めていくことは、それぞれの国にとって利益になる。勢力を競い合う国同士が、互いに自らの軍事力を優位に保つことのみを考えて軍備を強化するならば、結果として双方が際限なく軍備を拡張していくことになる。こうした、いわゆる軍備競争を避けるために、各国がその軍備の規模や性能を、制限したり調整していく必要があると考えられるようになってきた。

まず何より、軍備競争は国際の平和と安定を損なうことにつながりかねない。無制限に増大した軍備は、たとえば侵略や武力による威嚇の意図がなくても、他の国の不信感や脅威意識を高める。そして国際関係を不安定にし、不必要な武力紛争に至るということになりかねない。

次に経済的な観点からも、莫大な軍事支出は、政府の財政を圧迫する。また、不必要な軍備競争は資源の浪費である。できる限り軍事支出を抑え、経済開発や福祉などに優先的に国家予算を振り向けることができるような条件を整えることも、軍縮・不拡散外交に期待される効果である。

19世紀に遡る人道主義的な観点からの軍備の規制に加え、

上記の観点からも、20世紀の初頭より、軍縮に向けての国際的な協調が図られてきた。第一次大戦後に設立された国際連盟は、その主要な目的の一つに、軍縮の推進を挙げていた。また、当時の主要な軍備であった軍艦について、主要国が何度にもわたり軍縮交渉を行い、いくつかの海軍軍縮条約が成立している。このように、軍縮はまず第一に、国家の安全保障を効率的・効果的に実現するための試みとして、国際的協調の中で追求されてきた。

3. 核兵器の登場と核軍縮

第二次世界大戦においては人類史上初めて広島、長崎において核兵器が使用され、いわゆる核の時代を迎え、軍縮の意味も大きく変化した。核兵器は、使用される場合の被害が余りに巨大で、非戦闘員である一般市民を無差別かつ大量に殺傷する。これほどの破壊力を有する兵器の使用は、国際法の思想的基盤にある人道主義の精神に合致しないだけでなく、膨大な核軍備の下で一旦核戦争が始まれば、人類の生き残りをも危険にさらすこととなる。そのため、核兵器が登場した直後から、その廃絶が人類共通の目標として強く主張されるようになったのは、当然のことである。

第二次世界大戦の惨禍の経験から設立された国際連合は、総会の任務の一つに「軍備の縮小および規制」を挙げ（国連憲章第11条）、設立当初から核軍縮を中心とした軍備規制の問題に真剣に取り組んできた。国連が、その最初の決議で「原子力委員会」を設立し、この委員会に対して、「核兵器および大量破壊をもたらす他のすべての兵器を除去するための検討を行う」との任務を課したことは、それを端的に示している。

しかし、やがて冷戦が本格的に始まり、自由主義諸国と共産主義諸国の二大陣営が軍事的に対立する中で、米国とソ連

は、自らの核軍備が相手より優位になるように、激しい核軍備競争を繰り広げた。両国は、相手に対する攻撃力・破壊力を、より確実なものとする必要を感じ、核軍拡が一挙に加速されたのである。しかし、核兵器が量的にも質的にも増大し、やがて互いに相手を幾度となく破滅させることができる程の脅威となってからは、互いに核兵器を使用させないようにすることに心を砕かなければならなくなった。特に、北大西洋条約機構(NATO、1949年成立)とワルシャワ条約機構(WTO、1955年成立)が「鉄のカーテン」を挟んで対立していた欧州では、核兵器をもって相手からの核兵器及び通常兵器による攻撃を抑止しつつ、核兵器が使用されることのないようにするという、非常に困難な課題に取り組まなければならなくなったのである。

冷戦の時期に、米ソの間で、核兵器を制限する交渉が何度にもわたり行われた。この時代には、米国とソ連という相互不信にある両超大国が、核兵器を保有しているという現実の上に立って、世界が破滅的な全面戦争に至らないように、つまり東西の戦略的安定を確保するという観点から、核軍備のあり方を追求してきた。無用な核軍備競争を避けること、何より双方の望まない核戦争が生じないようにすることの必要性については、両国の間で暗黙の了解があり、そうした目標において、いわゆる軍備管理が進められたわけである。このような中、米ソ間の核戦争の危険性を抑制するために考え出されたのが「相互確証破壊(MAD)」である。これは、米ソ両国が核戦力の非脆弱性(相手の攻撃に対する残存能力)を大きくし、相手の核兵器による先制攻撃を受けても、少なくとも自国の核戦力の一部は残存することを確保し、この残存した核戦力による報復攻撃で相手を確実に破壊できる第二撃能力を有することによって、相互に核兵器を使用できない状態になることをいう。すなわち、自らが耐え難い痛みを被るこ

となしに相手を核兵器によって攻撃することはできないという認識を相互に確立させ、核による攻撃を相互に抑止しようというものである。攻撃力を制限するとともに、二国間の合意に基づいて防御力も相互に制限すれば、核攻撃の際被る損失は確実なものとなり、核の抑止力は一層高まり、核戦争への敷居は高くなる。このような考え方に従って、米ソ両国は、1972年、攻撃力を制限する条約（第1次戦略攻撃兵器制限暫定協定、いわゆる SALT I）を締結すると同時に、防御力も制限する条約（対弾道ミサイルシステム（ABM）制限条約）を結んだ。ABM制限条約が、米ソ核軍備管理の象徴と言われた理由がここにある。冷戦時代を通じて、まがりなりにも世界的規模の戦争を回避しえたのは、東西の二陣営の間の核兵器と通常兵器の総和による力の均衡と抑止の維持により、世界の軍事的安定が保たれてきたからだとも言える。

そうした国際社会の構造において、核兵器は、互いに相手からの軍事侵攻を抑止するための、安全保障の最大の拠り所と考えられるようになった。核兵器のもう一つの側面に、大国の象徴としての核兵器の保持という考え方があるとの指摘もある。英仏両国は、「最小核抑止戦略」を発展させ、相手より少ない核で相手の攻撃を抑止するとの考え方をとっている。中国も、ある程度この戦略に従っている。最近では、1998年、インドが核実験を行った際も、単に安全保障上核抑止力を取得することが必要であったというだけでなく、その主張の背後に、大国という地位を獲得したいという政治的動機が働いていたことが広く指摘された（パキスタンはインドの核実験に対抗する形で、1998年に核実験を実施）。

4. 大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散の危険

このように、米ソが膨大な量の核兵器を互いに相手に向け合っていた冷戦の時代を通じて、世界にはもう一つの大きな

脅威が忍び寄りつつあった。それは、大量破壊兵器の拡散の脅威である。核兵器はもちろんのことながら、化学兵器や生物兵器といった大量破壊兵器を保有する国が増えると、世界の多くの地域で、軍事的に不安定な状態が生じ、地域・国際の平和と安定を崩すこととなる。隣国との間に紛争を抱えていたり、あるいは周辺地域への支配的な地位を追求するような国家がこうした兵器を保有すれば、それらが使用される恐れは高くなり、大変な脅威になる。

また、テロリストなどの手に渡れば、その破壊活動に使われることも懸念される。非国家主体による大量破壊兵器使用の脅威は、日本も1995年の地下鉄サリン事件でまざまざと経験した。こうした大量破壊兵器を拡散させないための国際社会の協力、つまり不拡散の枠組みを構築する努力が図られてきた。

不拡散は、まず核兵器について問題となった。核兵器は、米国と旧ソ連が相次いで開発・保有した後、英国、フランス、中国が保有するに至った。1960年代に、米国のケネディ大統領は、このまま核兵器の拡散が進むと、1970年代には核保有国が15～20カ国にまで増えると警鐘を鳴らし、核不拡散に取り組む必要性を訴えた。1968年に作成され、1970年に発効した核兵器不拡散条約（NPT）は、5核兵器国以外の国による核兵器保有を禁止する一方で、非核兵器国による原子力の平和利用を、国際原子力機関（IAEA）の保障措置の下で軍事利用に転用されないことを確保しつつ認めようとするものである。

また、核兵器の開発に欠かせない核実験を禁止することは、核兵器の拡散を防ぐとともに、核兵器国によるさらなる核開発に歯止めをかけることになる。1963年に成立した部分的核実験禁止条約は、大気圏内、宇宙空間及び水中での核実験を禁止した。しかし、この条約で禁止されなかった地下核実験は、その後も繰り返された。1996年になり、ようやく地下核

実験も含む包括的核実験禁止条約（CTBT）が採択された。こうした国際社会の努力にも関わらず、1998年にNPT未締結のインド、パキスタンの両国が核実験を実施したが、この両国も、実験後、自発的な核実験モラトリアムを宣言している。CTBTは、一部の発効要件国の批准の見通しが立っておらず、条約は未だ発効していないが、核実験の禁止は、それを求める国際的な政治的機運の高まりを背景に、国際的な規範として確立しつつあると言えよう。

核不拡散を実効的に確保するためには、核兵器を製造するための資機材や技術が流出しないようにすることも重要である。原子力技術国による原子力供給国グループ（NSG）は、原子力関連の資機材や技術の輸出規制を定める、いわゆるロンドン・ガイドラインを1977年及び1992年に取り決めて以来、そうした目的のために機能してきた。このような様々な努力を経て、核兵器については、米国のケネディ大統領が懸念したような大幅な拡散を相当程度防ぐことができたといえる。

同様に、生物・化学兵器については、既に1925年にジュネーブ議定書が作成され、これらの兵器を戦争の手段として使用することが禁止されている。その後、生物兵器については、平時においても、その開発、生産、貯蔵などを禁止する生物兵器禁止条約が1975年に発効し、日本は、1982年に締約国になった。化学兵器については、日本は、1995年に化学兵器禁止条約を批准し、原締約国として同条約を締結した（1997年発効）。また、大量破壊兵器の運搬手段となりうる弾道ミサイルについても、グローバルな規制に向けての動きが盛んになり、2002年には、弾道ミサイルの拡散に関する初の包括的な国際的ルールである「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範（HCOC）」が成立した。このように、核兵器と同様に、これらの兵器やミサイルの材料や製造技術についても、輸出管理を含む不拡散のための国際協調の体制が構築されてきている。

5. 冷戦の終了と新しい軍縮の方向性

東欧諸国の自由化とソ連の崩壊により、冷戦の時代は終了した。核兵器が中心的役割を果たしてきた東西の勢力均衡の中での戦略的安定という課題は、過去のものになりつつある。米国とロシアは、これまで保持してきた膨大な量の兵器体系を見直しつつあり、実質的な核兵器の削減に向けた合意が成立し、実際に多くの核兵器が廃棄されてきている。

核兵器の役割は、これからも見直しが続けられると考えられる。米国とロシアの間に、かつて繰り広げられたような、対立と核軍備競争の時代が再び訪れるとは、当面考えられない。しかしその一方で、20世紀後半の軍事技術の飛躍的な向上により、現代の兵器は大きな破壊力を持つに至っている。多くの国が、近代化を成し遂げた後、こうした最新鋭の兵器で軍備を整えるようになってきている。世界には、独裁政治を行っているような国もあり、そうした国が近代兵器を無責任に開発、保有、使用して、他国への攻撃を企てる可能性も無視できない。

さらに2001年9月11日の米国における同時多発テロ事件以降、テロリストのような非国家主体と大量破壊兵器が結びつくことが真剣に懸念されるようになった。抑止力が効かない、または、効きにくい破綻国家やテロリストに対してどのようにして対処するのかが、安全保障上の新たな重要課題となっている。

こうした新しい不安定要素に適切に対応していく必要があるとの認識が広く共有されるようになった一方、冷戦の時代を通して形作られた、核兵器を安全保障の最後の拠り所とする考え方に代わる新しい安全保障の考え方は、未だ確立したとは言えず、依然として核兵器が重要な役割を果たすという状況が続いている。

核兵器の削減に伴い、新しい問題も発生してきている。ロシアは現在、大幅な核兵器の削減を進めようとしているが、核

兵器の解体には莫大な費用がかかり、ロシアには独力で核兵器の削減を進める財政基盤が存在しない。さらに、核弾頭の解体により取り出された高濃縮ウランやプルトニウムなどの核分裂性物質を適切に管理・処分したり、核兵器製造に関与してきた技術者の雇用を確保したりしなければ、こうした物質や技術が他国やテロリスト集団に流出し、新たな危険を作り出すという事態にもなりかねない。核兵器を製造するために鍵となる兵器用核分裂性物質の生産を禁止する、いわゆるカットオフ条約（第3部第4章参照）の交渉は、今後の核軍縮交渉の中で重要な課題である。

日本が核兵器の廃絶への取り組みを進めるにあたっては、現代の国際社会が直面する予測困難な事態を念頭に、世界の平和と安定を損なわないように、どのように対応していくべきかという課題に適切に応えていかなければならない。世界の平和に重要な役割の一端を担う日本として、国際社会の安全保障を確保しつつ、現実的かつ着実な軍縮を進めていくことが、極めて重要である。

近年、人道主義的観点から通常兵器の規制が再び見直されている。非戦闘員を紛争に巻き込み、人道に容認できない結果をもたらすといった観点や、紛争後の社会・経済に残す影響が余りに深刻であるといった観点から、対人地雷や小型武器などの特定の通常兵器について、その使用や保有を制限したり禁止しようとする動きが盛んになってきている。対人地雷については、1999年の対人地雷禁止条約（オタワ条約）の発効により、その使用、開発、生産、保有などが禁止された。これは、通常兵器の分野で、一定の兵器を全面的に禁止することが合意された初めての条約として、画期的なものである。2002年1月、東京で開催されたアフガニスタン復興支援国際会議においても、人道支援や復興の阻害要因となっている地雷問題への対処の重要性が改めて議論された。また、2001年

に開催された国連小型武器会議により、小型武器の回収・破壊や流通の制限などへの取り組みも始まり、2003年にはそのフォローアップとして国連小型武器中間会合が、日本の猪口軍縮代表部大使が議長を務める中、成功裡に開催された。また、2003年11月には、特定通常兵器禁止制限条約（CCW）の第5番目の議定書として、戦争後に残り種々の人道的被害をもたらしている不発弾への取り組みに関する新たな文書がCCW締約国会議において採択された。こうした分野での軍縮は、停戦後の復興に至るプロセスにおける障害を除去し、「平和の定着」に貢献し、また、地域紛争の予防や再発防止を通じて、世界の平和を築いていこうとするものである。また、こうした武器の軍縮は、NGOなどの市民社会の運動に、各国政府が呼応する形で実現している面があることも最近の傾向である。

以上のように、国際社会においては、様々な観点から、軍備管理・軍縮・不拡散が進められてきた。軍縮・不拡散について考えるときには、こうした流れと背景をよく理解しておくことが重要である。そうしてこそ、日本の軍縮・不拡散外交が現実の要請や必要に真に応えるものとなり、日本の軍縮への強い願いも、説得力をもって国際社会に訴えかけることができ、具体的成果につなげることができる。

第2節 軍縮・不拡散をめぐる現状

1. 90年代の動き

軍備管理・軍縮・不拡散は、国際的な政治情勢と安全保障環境の変化に大きく左右される。

冷戦が終わって東西対立の緊張が緩和された90年代前半、核軍縮・不拡散の動きは、大きな高まりを見せた。特に、米露（ソ）間で第1次戦略兵器削減条約（START I）が発効し、全世界に存在する核兵器の数は大幅に削減されることになった。また、フランス、中国をはじめとするいくつかの国が核

兵器不拡散条約（NPT）に加入（仏、中国ともに1992年）し、1995年にはNPTの無期限延長が決定された。さらに1996年には、地下核実験を含むあらゆる核実験を禁止する包括的核実験禁止条約（CTBT）が国連総会で採択された。また、通常兵器の分野においても、対人地雷禁止条約（1999年発効）という大きな成果が達成された。

しかしその一方で、90年代後半には、核軍縮・不拡散の流れに逆行する動きや国際的な軍縮・不拡散体制を脅かすような動きも現れた。90年代前半には、NPT締約国であるイラクや北朝鮮の核開発疑惑が浮上した。イラクでは、IAEAの包括的保障措置が適用（1969年NPT加入）され、かつ、国連安保理決議第687号で、イラクにNPT条約下の義務を無条件で遵守することを求めていたにもかかわらず、保障措置協定に違反しつつ秘密裡に核兵器開発計画が進められていたことが、湾岸戦争後に明らかになった。これらの出来事により、NPTを礎とする核軍縮・不拡散体制は、大きな挑戦を受け、その実効性を更に高めるための努力が行われるようになった。1998年には、インドが核実験を行い、パキスタンがそれに続いた。両国の核実験は、その2年前に包括的核実験禁止条約（CTBT）が永年の国際的な努力の結果採択されたばかりであっただけに、このような国際的核軍縮努力に真っ向から反するものとして、国際社会に大きな衝撃を与えた。

ジュネーブ軍縮会議は、1996年夏には懸案のCTBT交渉を終結させたものの、それ以降は実質的な審議が停滞している。CTBTに続く最優先課題とされる、高濃縮ウランやプルトニウムなど核兵器の原材料となる物質の生産を禁止する「兵器用核分裂性物質生産禁止条約」（FMCT：いわゆるカットオフ条約）についても、未だに交渉は開始されていない。

2. 2000年以降の動き

2000年以降の軍縮・不拡散の推進に向けた新たな動きとしては、まず核兵器に関して、2000年NPT運用検討会議最終文書において、核兵器の全面廃絶に対する核兵器国の「明確な約束」を含む核軍縮のための13の実際の措置（資料編参照）が打ち出されたことが挙げられる。また、米露間においては、2001年12月にSTART Iに基づく義務の履行が完了したことが両国政府により宣言され、さらに、2002年6月、相互確証破壊の重要な法的枠組みの一つであったABM条約を終了させ、2003年6月、米露の戦略核弾頭を各々約3分の1に削減することを定めたモスクワ条約が発効した。

弾道ミサイルに関しては、2002年11月、「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範（HCOC）」が立ち上げられた。

また、2002年のカナナスキス・サミットにおいて、まずロシアを対象に、不拡散、軍縮、テロ対策及び環境を含む原子力安全に関連するプロジェクトを協力して実施することを内容とする「大量破壊兵器及び物質の拡散に対するG8グローバル・パートナーシップ」が合意された。



G8 カナナスキス・サミットに臨む小泉総理（2002年6月、提供：内閣広報室）

さらに、2003年5月、既存の輸出管理を中心とする不拡散体制を補完するものとして、ブッシュ米大統領により「拡散に対する安全保障構想 (PSI)」が提唱され、その後参加国による「阻止原則宣言」の発出、各種訓練の実施といった精力的な取り組みが実施されている。



PSI海上阻止訓練にて、容疑船を追跡する巡視船しきしま
(2003年9月、於:豪州沖、提供:海上保安庁)

しかし、こうした国際社会による活発な取り組みの一方で、国際社会は北朝鮮の核問題という極めて困難な問題に直面している。これはNPT上、核兵器の開発・取得等を禁じられた非核兵器国による条約の不遵守という問題であり、NPTを礎とする国際的な核不拡散体制は内部からその存在が脅かされている。2003年1月にNPT脱退を宣言した北朝鮮による核兵器開発問題は、日本の安全保障に直結する極めて重大な脅威となっている。NPT締約国の中から新たな核兵器保有国が出現することになれば、条約そのものの存在意義が根本的に問われることにもなりかねない。締約国による条約への信頼が揺らぐこととなれば、今後更なる核拡散を招く恐れも否定で

きず、核兵器の管理という国際社会にとって極めて重要な問題に否定的な影響を及ぼすこととなる。国際社会は引き続きこの困難な課題に粘り強く取り組む必要がある。

イランの核問題については、2002年8月、大規模原子力施設の建設が発覚したことを皮切りに、IAEA等の場で大きく取り上げられ、2003年9月及び11月のIAEA理事会では、イランに対し、IAEAとの協力、追加議定書の即時かつ無条件の締結、完全履行、ウラン濃縮関連及び再処理活動の停止などを求める決議が採択された。イランは2003年12月に追加議定書に署名し、批准手続の開始・暫定的な実施を決定した。IAEA側も、イランの原子力活動についての検証作業を行っている。

また、リビアは、2003年12月、同国におけるすべての大量破壊兵器の開発計画を廃棄するとともに、国際機関による即時の査察受け入れを表明した。この決定は、大量破壊兵器等の軍縮・不拡散を進めていく上で重大な意義を有するものとして、国際社会から歓迎された。

3. 米国の動き

2001年の米共和党政権の誕生と同年9月11日に発生した同時多発テロは、米国の脅威認識を大きく変え、米国の軍備管理・軍縮・不拡散政策に重要な変化をもたらしている。

第1に、米国は自国の軍事力のあり方を見直し、新たな戦略態勢の構築を目指している。ロシアとの関係改善もあって、戦略核兵器を中核とする核抑止力に依存する伝統的な核戦略の役割が相対的に低下し、核兵器以外の防衛兵器の役割を重視する戦略への転換が図られた。2002年の米国によるABM条約脱退、ミサイル防衛構想もこれを反映している。

第2に、米国は、主たる脅威は核兵器国から来るというよりは、いわゆる「ならず者国家」やテロリストにあるという見解を明確にしている。テロリストに本格的な大量破壊兵器、

特に核兵器を作る能力は一般的にはないとされているが、国家がテロリストにそのような能力を与える可能性が指摘されており、米国は、現在7カ国をテロ支援国家として指定し、これらの国家がテロリストに対して資金、武器、物資面における支援を提供しているとして、これらの国家に対する武器の輸出・販売や経済援助の禁止等の制裁を課している。また、テロリストが比較的容易に取得することができ、悪用されれば、特に甚大な被害を及ぼすと懸念される放射線源や携帯式地对空ミサイル（MANPADS）といった物質・兵器について、米国は、IAEA、G8 サミット等の場で一層の管理・規制の強化を求めている。

第3に、米国の利益に役立つと判断される場合には、積極的に多国間の枠組を強化し、活用するという方針をとっている。例えば、包括的核実験禁止条約（CTBT）は米国の利益に役立つと判断しておらず、これが米国による CTBT 不支持へと繋がっている。逆に、米国は、核兵器不拡散条約は引き続き強く支持する姿勢を維持している。

このような米国の考えと動きが、今後の軍備管理・軍縮と不拡散にいかなる影響を及ぼすかについては慎重に見極める必要がある。

(参考) プッシュミ大統領による大量破壊兵器の不拡散に関する 7項目提案

パキスタンの核関連技術流出に関する調査、及びリビアによる大量破壊兵器計画の廃棄決定等の結果（いずれも第2部「地域の不拡散問題と日本の取り組み」参照）、広範な国際的な核拡散の「地下ネットワーク」における活動が具体的に明らかになりつつある。プッシュミ大統領は、2004年2月11日に行った演説において、こうした「地下ネットワーク」の存在を指摘し、国際的な不拡散体制の抜け穴を埋めるために、次の7項目の提案を行った。

- (1) 「拡散に対する安全保障構想（PSI）」の活動の拡大
- (2) 不拡散に関する国連安保理決議案の早期採択
- (3) G8 グローバル・パートナーシップの拡大
- (4) ウラン濃縮・再処理機材及び技術の拡散防止
- (5) 民生原子力プログラムのための機材輸入国に対するIAEA追加議定書署名の義務化
- (6) 保障措置・検証特別委員会の創設
- (7) 核不拡散上の義務違反で調査されている国をIAEA理事会や保障措置・検証特別委員会のメンバーとして認めないこと

第3節 軍縮・不拡散の国際的枠組み

現在の軍縮の枠組み（レジーム）は、大量破壊兵器（核・化学・生物兵器）と特定の通常兵器を制限し管理することを目的としている。

核兵器については、核兵器不拡散条約（NPT）が、非核兵器国に対して核兵器の受領、製造、取得等を禁じ、核兵器国に対しては核軍縮努力を義務付けている。NPT上の義務が締約国により遵守されていることを検証するための仕組みとして、各締約国は、国際原子力機関（IAEA）の保障措置を受け入れることとなっている。

生物兵器と化学兵器の開発・製造や保有は、それぞれ生物兵器禁止条約（BWC）及び化学兵器禁止条約（CWC）により全面的に禁止されている。化学兵器の禁止については、CWCにより条約義務の遵守を確保する手段として、化学剤に関わる活動に関する締約国

から化学兵器禁止機関（OPCW）への申告とこれを受けてのOPCWによる査察等の実効的な検証制度が定められている。また、未申告の施設・区域に対し査察を行う「チャレンジ査察」の制度も含まれている。生物兵器については、BWCが検証に関わる規定を有していないことから条約強化の必要性が指摘されていたが、1995年に開始された検証議定書交渉は関係国の合意が得られず、2001年11月に中断された。しかし、2002年11月、締約国は検証議定書によらずに条約を強化するための3カ年作業計画に合意し、2003年から3年間、関連する5分野（条約の国内実施措置、危険な生物剤の保安管理（バイオセキュリティ）、危機対処、疾病サーベイランス、科学者の行動規範）について順次議論し、締約国間の共通理解と実効的措置を促進していくこととなった。

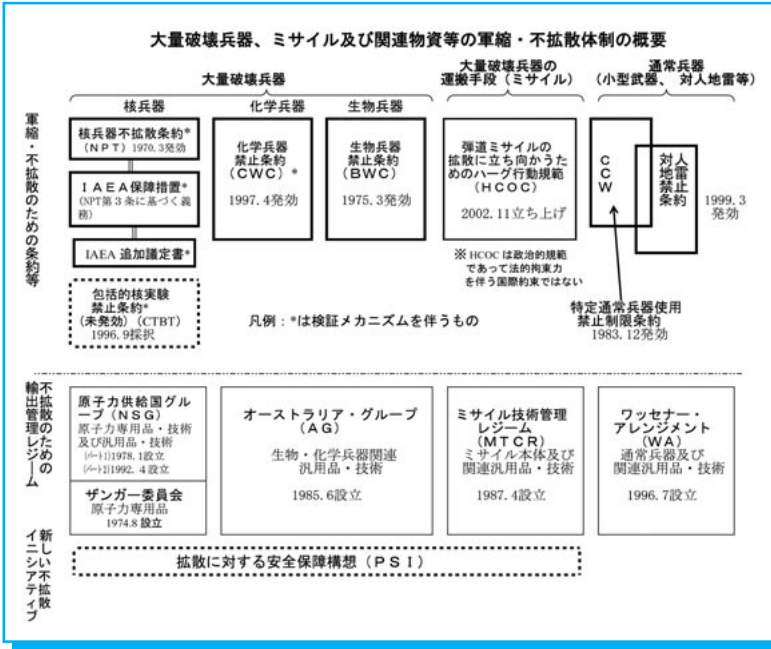
ミサイルについては、2002年、弾道ミサイルの拡散に関する初の包括的な国際的ルールである「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範(HCOC)」が成立し、参加国は、ミサイルの開発・保有を自制し、弾道ミサイル計画についても支援を行わないという政治的意図を有することを公に示した。

通常兵器については、非人道性の強い一部の兵器が徐々に禁止され始めている。対人地雷禁止条約（オタワ条約）や特定通常兵器使用禁止・制限条約（CCW）がその例である。

また、大量破壊兵器、特定の通常兵器そのもの、また、その製造方法、原材料が懸念国等に渡らないようにすることも重要であり、そのために輸出管理の国際的枠組みが用意されている。

さらに、2003年5月、既存の不拡散体制を補完するものとして、ブッシュ米大統領により「拡散に対する安全保障構想（PSI）」が提唱された。これは大量破壊兵器等関連物資の拡散を阻止するために、参加国が共同してとりうる措置を検討しようとの構想である。

以上の各レジームの相関関係を示しているのが、以下の図である。これらのレジーム以外にも二国間や地域的な条約として米露の軍備管理諸協定あるいは欧州通常戦力（CFE）条約などがある。



第4節 日本の基本的立場と取り組み

1. 日本の基本的立場

(1) 平和への願いと唯一の被爆国としての使命

第二次大戦後、戦争の惨禍を二度と繰り返してはならないとの強い決意から、日本は平和国家として国際社会の中に地位を築くことを選択した。このような理念は日本国憲法の中にも謳われている。日本が、軍事力の強化ではなく、平和の裡に経済発展を遂げ、国民の福祉の向上を図ることを重視し、また、それらを実現する上で不可欠な国際社会の平和と安定を追求してきたことは、何れの国にも明らかであり、世界に誇れるものである。また、日本には、唯一の被爆国として、核の惨禍は決して繰り返されるべきではないこと、核兵器を廃絶していくべきことを、世界の人々に強く訴えていく使命が

あると考えられる。日本が、外交政策の重要な柱の一つとして軍縮・不拡散に積極的に取り組んでいるのは、日本が世界の平和と安全を強く希求するからである。同時に軍縮・不拡散分野で日本が確立したモデルを世界に広めるといふ側面も有していると言えよう。

(2) 安全保障上の観点

しかし軍縮・不拡散の重要性はそれだけではない。日本を取り巻く安全保障環境を見れば、日本にとって軍縮や不拡散の問題に積極的に取り組んでいく意義が特に大きいことが分かる。

日本は、中国とロシアという広大な領土と核兵器を含む大規模な軍備を備えた大国を二つ隣国に抱え、さらに、弾道ミサイルを保有し、核兵器開発の疑いがある北朝鮮や、台湾海峡という不安定な要素を抱えた地域に近接している。冷戦の終了後も、日本を含む北東アジア地域には、緊張関係や不透明・不確実な要素が多く存在している。1998年8月には、北朝鮮が発射したテポドン1を基礎とした弾道ミサイルが、日本領域を越えて太平洋沖に着弾させたことは、日本において深刻な脅威として認識された。さらに2003年1月には、北朝鮮は核兵器不拡散条約(NPT)脱退を宣言し、その後も核兵器保有を強く示唆する発言を繰り返している。また、アジアにおいても国際的なテロリスト・グループが活動していることは、2002年10月のインドネシア・バリ島での爆弾テロ事件等からも明らかであり、この地域におけるテロと大量破壊兵器の結びつきが新たな脅威として浮上している。

日本が平和と安全を確保するためには、日本を取り巻く地域での軍事的な情勢をできるだけ安定させ、万が一にも、各国が互いに無節操な軍備拡張競争に走るような、危険な情勢に至らないようにすることが重要である。また、この地域で、破綻国家やテロリストに大量破壊兵器やその運搬手段等が拡

散することを防ぐことも重要である。日本は、自国の防衛力整備、日米安保体制とともに、国際環境の安定を確保するための外交努力により、自国の平和と安全を図るとの基本的な立場を取ってきた。軍縮・不拡散の国際的な枠組みを維持・強化し、また、新たな脅威の出現に対処するために新たな国際的な仕組みを作っていくことは、こうした外交努力の重要な要素として位置付けられる。大量破壊兵器などを一定のルールに従って禁止し、さらに、地域における拡散を防止し、また、地域における軍備のあり方について域内諸国と十分な意思疎通を行うことにより、日本を取り巻く安全保障環境の改善に資することができるであろう。このような理由から、日本の安全保障政策の一環としても、軍縮・不拡散の枠組みを活用し、それを強化していくことが重要なのである。

(3) 人道主義的アプローチ

また、兵器の破壊力・殺傷力の向上に伴い戦争の悲惨さが加速度的に増大していく中で、人道主義的なアプローチにより、軍縮・不拡散に取り組む意義が高まってきている。「戦争の必要が人道の要求に譲歩すべき技術上の限界」を定め、特定の非人道的武器の使用を禁じたサンクト・ペテルブルグ宣言（1868年）や、毒ガス等の使用禁止に関する議定書（ジュネーブ議定書、1925年）がこのアプローチの最初の例である。最近では、1999年に発効した対人地雷禁止条約（オタワ条約）が人道主義の色合いの濃い軍縮条約である。日本は安全保障上の観点に加え、こうした人道主義的な観点も重視しており、オタワ条約には1997年12月に原署名国として参加するとともに、1998年9月に条約を締結した。

(4) 人間の安全保障の観点

近時「人間の安全保障」という観点からも軍縮・不拡散の意義付けがなされている。「人間の安全保障」は比較的新しい概念であり、「人間の生存、生活、尊厳に対する脅威から各個

人を守り、それぞれのもつ豊かな可能性を実現するために、ひとりひとりの視点を重視する取り組みを強化しようという考え方」(平成15年版外交青書)とされている。軍縮・不拡散との関連では、例えば、対人地雷や小型武器といった兵器は、紛争地の人達の安全、生活を、紛争終結後も脅かすものであり、「人間の安全保障」と密接に関連する問題となっている。対人地雷、小型武器問題への取り組みは、復興と平和の前提となる安全を構築する上で極めて重要であり、「人間の安全保障」の実現にとっても重要な意義を有している。

2. 日本の取り組み

日本は、上に述べたような基本的考え方に立脚して、軍縮・不拡散分野で積極的な外交を展開しており、特に核軍縮・不拡散の分野では指導的役割を果たしていると言えよう。日本の取り組みの詳細は、以下の各項目で紹介するが、概観すると次の通りである。

(1) 多国間の軍縮・不拡散の枠組み

現在、日本は、第3節の図に紹介された多国間の軍縮・不拡散の枠組みのすべてに参加し、これらの枠組みを強化するために積極的に活動している。軍縮・不拡散の分野における多国間の枠組みが、有効に機能するためには、①ルールの設定、②各参加国によるルールの履行、③ルールが遵守されているか否かの検証、④ルール違反に対する是正措置、⑤ルールへの参加国の拡大(普遍化)の5つが、それぞれ適切、かつ、有効に機能することが重要である。

日本は、この各局面において重要な役割を演じている。

- ①ルールの設定に関しては、IAEA追加議定書モデルの作成や「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範(HCOC)」の発足に際して積極的な貢献を行った。さらに、ルールの設定に向けた準備段階の活動として、毎年、国連総会に核軍縮決議案を提出し、国際社会が取

り組むべき核軍縮交渉の方向性を示すとともに、通常兵器の分野でも、小型武器、国連軍備登録制度に関しては毎年国連決議を提示し、ルールの方向付けを行った。

- ②ルールの履行に関しては、軍縮・不拡散条約の義務の高度化・複雑化が進み、開発途上国の中には、このような義務の履行に困難をきたす例も現れている。こうした問題に対応するため、日本は開発途上国によるルールの履行を支援するために、各種の支援を行っている。例えば、包括的核実験禁止条約（CTBT）については、グローバル地震観測研修による開発途上国の人材の育成、地震観測機器の供与等を行っている。
- ③検証に関しても、日本は、核不拡散分野の検証メカニズムであるIAEA保障措置の強化に積極的に貢献してきた。IAEA 追加議定書は、イラクによる秘密裡の核兵器開発計画の発覚等を契機に、従来の保障措置を抜本的に強化するために、1997年にIAEAで採択されたものである。日本は、この追加議定書の作成に向けた過程で大きな貢献をした他、採択後も追加議定書の普遍化のために、南アメリカ、中央アジア等におけるセミナーの開催を支援し、2002年12月には、IAEA 保障措置強化のための国際会議を東京で開催した。
- ④ルール違反に対する是正措置に関しては、北朝鮮の核問題について、6者会合等において、その平和的解決に向けて積極的に取り組んでいる。
- ⑤NPTやCTBTといった多数国間の軍縮・不拡散条約の普遍化に関しては、日本は1カ国でも多くの参加が得られるよう高いレベルで働きかけを行っている。特にCTBTに関しては、その発効促進のために国際社会の先頭に立って尽力している（第3部第3章参照）。また、上記③に述べたとおり、日本はIAEA 追加議定書の普遍化にも積極的に取り組んでおり、このような取り組みを評価する旨のIAEA 総会決議が2003年9月に採択された。

(2) 「行動する軍縮」

軍縮・不拡散分野では多様な国際合意が形成されてきたが、特に冷戦後は、このような合意の成果を実現するために国際協力を進めることが重視されている。

まず大量破壊兵器に関しては、冷戦の負の遺産として残されたロシアの大量破壊兵器等を国際協力により迅速に処分することの重要性が国際社会により認識されている。日本は、2002年のG8先進国カナナスキス・サミットにおいて合意された「大量破壊兵器及び物質の拡散に対するG8グローバル・パートナーシップ」の一環として、ロシアの余剰プルトニウムの管理・処分のための国際的枠組み作りに向けた取り組みに積極的に参加するとともに、ロシア極東における退役原子力潜水艦の解体事業「希望の星」も推進している。原子力潜水艦の解体は日本海の汚染防止という環境保護の観点からも重要なものとなっている。

通常兵器についても、2003年8月に見直しが行われた政府開発援助大綱の重点課題の中に「地雷除去を含む武器の回収及び廃棄」が明記されたことにも示されるとおり、日本は積極的に取り組んでいる。対人地雷については、1997年12月のオタワ条約署名式において、「犠牲者ゼロ・プログラム」を提唱し、地雷の除去や犠牲者支援に対する協力のために、1998年から5年間の間に100億円規模の支援を行うことを発表し、2002年10月にこの支援額を達成した。小型武器については、カンボジアやコソボにおいて、関係国・機関と協力の上、小型武器回収プロジェクトを実施している。

このように、軍縮・不拡散のために、日本自身が、国際協力の枠組みの中で、直接かつ具体的なプロジェクトを実施するという「行動する軍縮」は、今後とも日本の軍縮・不拡散外交の重要な柱と位置付けられよう。

(3) 軍縮・不拡散分野における二国間協力

日本は、軍縮・不拡散問題に関し、主要国との間で二国間協議を開催し、各国と密接な意見交換を行うとともに、必要があれば個別に働きかけを行ってきた。2002～2003年内に開催されたこの分野の協議は高級実務レベルに限っても別表のとおりである。こうした二国間協議を、国連や軍縮会議等における多国間協議及びG8や東南アジア諸国連合地域フォーラム（ARF）、アジア欧州会合（ASEM）といった主要国・地域的会合における協議と有機的に組み合わせることによって、日本の外交力をより効果的に発揮することが期待できる。日本は今後とも、軍縮・不拡散分野における各国との協力関係を強化していく。

2002年以降にわが国が実施した軍縮・不拡散分野における二国間高級事務レベル（局長級）協議

月 日	協 議 名	開催場所
2002年		
2月13日	日英軍縮・不拡散協議	ロンドン
2月14日	日仏軍備管理・軍縮・不拡散協議	パリ
2月15日	日独軍縮・不拡散協議	ボン
3月9日	日英軍縮・不拡散協議	東京
8月26日	第4回日米軍備管理・軍縮・不拡散協議	東京
8月29日	日豪軍縮・不拡散協議	東京
9月2日	日露軍縮・不拡散協議	モスクワ
9月3日	日仏軍縮・不拡散協議	パリ
9月6日	日英軍縮・不拡散協議	ロンドン
9月24日	日中軍縮・不拡散協議	東京
2003年		
1月24日	第5回日米軍備管理・軍縮・不拡散検証委員会	東京
7月12日	日イラン軍縮・不拡散協議	テヘラン
8月1日	第5回日米軍備管理・軍縮・不拡散検証委員会	東京
8月14日	日中軍縮・不拡散協議	北京
9月5日	日独軍縮・不拡散協議	ベルリン
9月9日	日韓軍縮・不拡散協議	東京
9月18日	露軍縮・不拡散協議	モスクワ
12月9日	日仏軍縮・不拡散協議	パリ

第2章 核軍縮・核不拡散

1. 現状

東西冷戦の終結直後、核軍縮と核不拡散は大きく進展した。旧ソ連（ロシア）の核の脅威が大幅に軽減されたことの反映でもある。まず、1991年、米ソ両国は第1次戦略兵器削減条約（START I）に署名し、双方が配備する戦略核弾頭を大幅に削減することに合意した。次に同じく90年代初頭に、核兵器国であるフランス及び中国（共に1992年）が核兵器不拡散条約（NPT）に加入した。さらに、南アフリカ（1991年）、ベラルーシ（1993年）、ウクライナ（1994年）、カザフスタン（1994年）、さらにはアルゼンチン（1995年）、ブラジル（1998年）といった国々が、既に保有していた核兵器、自国領域内に配備されていた核兵器、あるいは核兵器開発計画を放棄して、非核兵器国としてNPTに加入した。このようにNPTの普遍性は高まった。今日、NPTの締約国は189カ国にのぼり（1990年の時点では138カ国）、世界のほとんどの国がNPTを礎とする核不拡散体制に参加している。

1995年には、NPTの有効期間の無期限延長という重要な決定がなされている。その際、この決定が5つの核兵器国による核兵器保有の恒久化を意味するものであってはならないとの観点から、もう一つの重要な合意が成立した。すなわち、核兵器国がNPTの第6条に規定されている核軍縮交渉義務を誠実に履行することを再確認した上で、特に地下実験を含めて核実験を包括的に禁止する条約、つまり包括的核実験禁止条約（CTBT）の交渉を96年中に妥結させるとの政治的約束が成立したのである。CTBTは、ジュネーブ軍縮会議での交渉を経て、1996年9月に、国連総会において正式に採択された。このCTBT採択以降、米露間や多数国間の核軍縮交渉は停滞期に入るが、それでも、90年代前半から英仏両国が核兵器の大

幅な一方的削減を実施し、「非核兵器地帯」が新たにアフリカと東南アジア地域に設定された（前者は1995年採択・未発効、後者は1995年採択・1997年発効）。

さらに、1991年の湾岸戦争後、イラクがNPT締約国であるにも関わらず核兵器開発計画を有していたことが明らかになるなど、国際原子力機関（IAEA）に未申告の原子力活動を行っていたことが発覚した。また、北朝鮮に対してIAEAが保障措置協定に基づく査察を実施したところ、北朝鮮がIAEAに報告した内容と実際の査察結果との矛盾が発覚し、北朝鮮が核兵器を開発しているのではないかとの疑惑が生じた。これを機に、IAEAは、核物質が軍事転用されないことを一層確実なものとするため、保障措置制度を格段に強化する措置（追加議定書）を打ち出した。

上に述べた北朝鮮やイラクといったNPT締約国による核兵器開発問題は、国際的な核不拡散体制を内側から脅かした。さらに、1998年にインドとパキスタンが核実験を実施したことは、南アジア地域の平和と安定に悪影響を及ぼしただけでなく、NPTを中心とする国際的な核不拡散体制に対し重大な影響を与えた。

また、北朝鮮、インド、パキスタン、イランなどによる一連の弾道ミサイル発射実験は、大量破壊兵器の運搬手段となる弾道ミサイルの拡散が着実に進んでいることを示すものであった。特に、1998年8月、北朝鮮が、日本の領空を越えて弾道ミサイルを発射したことは未だに記憶に新しい。

さらに、米国上院がCTBTの批准を否決したこと（1999年10月）や、米国がミサイル防衛計画推進の動きを示したことに対してロシアや中国が反発し、状況を厳しくさせた。これがジュネーブ軍縮会議での実質的な議論が止まっている大きな要因となっている。

このような厳しい環境の中、2000年4月から5月にかけて

第6回NPT運用検討会議が開催された。1995年のNPTの無期限延長決定以来初めての運用検討会議であったが、予想されたとおり幾度か決裂の危機に直面した。しかし、最終的には、核兵器国による「核廃絶への明確な約束」を始めとする核軍縮・核不拡散のための「現実的な措置」を含む最終文書の採択に成功したことは、国際社会がNPT体制の重要性を正しく認識していることの反映である。

この最終文書の採択を通じて、核兵器国から「核廃絶への明確な約束」を取り付けたものの、核軍縮・不拡散の実際的な措置と位置づけられた主要課題、例えばジュネーブ軍縮会議でのカットオフ条約交渉開始やCTBTの発効については今のところ進展の見通しは立っていない。

核不拡散の分野においても、北朝鮮による核不拡散体制への挑戦やイランの核問題があり、引き続きNPTを礎とする国際的な核軍縮・不拡散体制の維持・強化が強く求められている。

また、米露二国間の軍縮交渉については、2003年6月に発効した戦略攻撃能力削減に関する条約（モスクワ条約）により、10年以内で両国の核弾頭数が3分の1程度まで削減されることとなったものの、2002年6月の米国による対弾道ミサイル・システム制限条約（ABM条約）からの脱退により、従来の相互確証破壊に基づく戦略的安定を確保するための法的枠組みに大きな変更が加えられた。

2. 日本の取り組み

(1) 基本的立場

広島と長崎の体験を有し、唯一の被爆国である日本が軍縮・不拡散問題に取り組んでいくとき、まず何よりも核兵器の軍縮・不拡散（核軍縮・不拡散）が中心となることは自然であるし、核兵器の破壊力の大きさを考えれば、安全保障上も核軍縮・不拡散の優先度は高い。実際に日本は、この問題につ

いて、国際社会において一貫して積極的な役割を果たし、実質的な貢献を行ってきた。

核軍縮・不拡散に関する日本の基本的立場は、①唯一の被爆国として、また、日本の安全保障環境を向上させるために、核廃絶に向けて取り組むべきという要請、及び②日本はその安全保障を、核を含む米の抑止力に依存している中、日本の安全保障を害してはならないという要請、という二つの基本的要請の上に成り立っている。こうした基本的要請を踏まえ、日本は核兵器の脅威に対しては、米国の核抑止力に依存するが、これと同時に、日本は唯一の被爆国として、また、日本の安全保障環境を向上させるために、核兵器のない平和で安全な世界の日も早い実現を目指して、現実的な核軍縮措置を着実に積み重ねていくという現実的・漸進的なアプローチを採用している。こうした基本的立場は、「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱」においても示されている（「核兵器の脅威に対しては、核兵器のない世界を目指した現実的かつ着実な核軍縮の国際的努力の中で積極的な役割を果たしつつ、米国の核抑止力に依存する」）。

(2) 核軍縮・不拡散への努力

日本は、1976年6月、核兵器不拡散条約（NPT）を批准した。批准書の寄託に際して、日本は、「日本国は、唯一の被爆国として、核武装を排するとの基本政策…を改めて世界に向けて表明する」旨明らかにした。それと同時に、「この条約を真に実効あるものとするため、…できるだけ多くの国がこの条約に参加することを希望」とともに、核兵器国に対してのみ核兵器の保有を認め、核兵器国に特別の地位を与えているという「差別は、将来、核兵器国が核兵器を廃絶することによって是正されねばならない」という信念の下、「核軍縮について特別の責任を有する核兵器国が、この条約の第6条に従い、核軍備の削減、包括的核実験禁止等の具体的な核軍縮

措置をとっていくことを強く要請」した。

このような日本の核軍縮・不拡散にかかる基本的立場及びNPTに寄せる期待は、現在も一貫している。NPTに加入し、核兵器保有の選択肢を放棄して以来、日本にとって、核兵器のない平和で安全な世界の実現は日本の安全保障を確保するための極めて重要な課題となった。それと同時に、日本は、唯一の被爆国として、核兵器をはじめとする大量破壊兵器の廃絶を主張すべき人道的責任を国際社会に対して有している。日本は、核軍縮・不拡散に取り組むにあたっては、核廃絶の一日も早い実現を目標とし、「現実的・漸進的アプローチ」に立って、現実的な措置を着実に積み重ねる外交努力を重視してきている。これは、核兵器国にとって受け入れ不可能な非現実的・急進的要求を提唱することにより、核兵器国側の反発を招き、結果的に核軍縮を停滞させるのではなく、核兵器が現に存在し、抑止機能を果たしているという事実を認識した上で、核軍縮に核兵器国の関与を確保し、実現可能な措置を一つ一つ積み上げていくというものである。

日本は、核軍縮・不拡散に関するこのような基本的考え方の下、NPTを、国際的な核軍縮・不拡散を実現するための最も重要な基礎であると位置付け、重視している。それとともに、国際原子力機関（IAEA）保障措置、さらには包括的核実験禁止条約（CTBT）をNPT体制を支える主要な柱として重視している。

NPTは、締約国が189カ国に達しており、最も普遍的な軍縮・不拡散条約である。しかし、未締結の国も存在しており、また、NPT上の義務に違反して核開発を密かに進めている疑いのある国（北朝鮮等）も存在する。核不拡散体制を強化するためには、①なお一層の普遍化を図り、②NPT締約国が条約上の義務を遵守していることを検証する能力を強化し、更に③NPT違反が発生した場合には右を是正するための適切な

対応が採られることが重要である。

検証に関しては、IAEAの保障措置が重要である。これは平和利用目的の核物質及び原子力活動が軍事目的に転用されないことを確保することによって、核拡散の防止を核物質管理面から実効あるものにする仕組みである。1990年代前半に明らかとなったイラクや北朝鮮による秘密裡の核兵器開発計画を契機に、従来の保障措置を強化する重要性が認識され、IAEAで精力的な作業、議論が進められた結果、1997年5月にはモデル追加議定書が採択された。追加議定書は、IAEAが立ち入ることのできる施設の範囲を拡大し、短時間の通告で査察を行うことのできる仕組みを設けるなど、未申告の原子力活動の検知能力を高めることに主眼をおいたものである。日本は、1999年12月、商業用原子力発電を行っている国として最初に同議定書を締結した。しかし、2003年12月18日現在、79カ国が署名、38カ国について発効しているにすぎない。

同議定書の普遍化は急務であり、日本もそのために積極的に努力してきている。2001年6月、東京においてアジア・太平洋地域を対象とした「追加議定書普遍化のための国際会議」をIAEAと共催したことをきっかけに、その後も、南アメリカ、中央アジア、バルト三国、アフリカにおけるセミナーの開催を支援した。日本はさらに、2002年12月に、これら各地域のセミナーの総括として、36カ国の参加を得て、IAEA保障措置強化のための国際会議を東京で開催した。

NPTは、非核兵器国による核兵器の開発と保有を禁止する一方、核兵器国には誠実な核軍縮への努力を義務づけている。したがって、核兵器国が、核軍縮の義務を軽視することがあれば、NPT体制の信頼性そのものを損ないかねず、NPT体制の弱体化につながる。このような観点から、日本は、核兵器国に対して、粘り強く核軍縮の促進を求めている。

1995年にNPT無期限延長が認められた際、核兵器国が果た

すべき核軍縮のための措置として、CTBT交渉の推進について合意された。日本は、CTBTを、核軍縮・核不拡散をとともに担保する有効な現実的措置と考え、早期発効のための外交努力を積極的に行ってきた。米国、中国、インド、パキスタン、北朝鮮などの発効要件国がいまだ署名あるいは批准しておらず、CTBT発効の見通しが依然立たない状況にあるが、日本は、CTBTの国際規範としての重みを政治的に増すことが重要であると考えており、発効要件国を中心に署名国・批准国の数を増加させるための努力を継続している。同時に、CTBTの検証措置と位置付けられる国際監視制度の構築を進め、核実験の実施を監視するネットワークを全世界に張り巡らすことも重要と考え、日本国内の観測施設立ち上げに鋭意努力している他、他国に対しても技術支援を行っている（CTBT発効促進のための日本の努力については、第3部第3章第3節参照）。

多国間の核軍縮・不拡散条約交渉の中で、CTBTに続くべき重要な課題と考えられるのは、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約）である。カットオフ条約は核兵器に用いられる核物質の生産を禁止することを目的としており、具体的な核不拡散・核軍縮のための措置である。この条約の交渉を早期に開始するためにもジュネーブ軍縮会議の活性化は緊急の課題である。このために、日本は、2003年にジュネーブ軍縮会議の議長国を務めたが、この期間を中心に精力的な努力を行った。

また単に合意を形成するだけでなく、核軍縮・不拡散の合意を実施するために、実際的な国際協力プロジェクトを進めることも重要である。また、そのような需要が冷戦後の国際環境の中で生まれてきており、日本もこのようなプロジェクトにいわば「行動する軍縮」として積極的に取り組んでいる。ロシアにおいて、解体された核兵器から生じるプルトニウム等の核物質を安全に管理し、二度と核兵器生産に用いられな

いよう処分することや、ロシアやウクライナの核技術者の国外への流出を防止するために日本はG8の枠組みの中で協力を進めている。ロシアの退役原子力潜水艦解体事業「希望の星」（第3部第5章第3節参照）もこのような文脈に位置付けられる。このような協力は、核軍縮を促進するのみならず、核兵器や核物質、さらには関連の技術が懸念国やテロリストなどに拡散する危険性を低めるためにも、ますます重要となっている。

(3) 核軍縮決議案の国連総会への提出

このような核軍縮・不拡散に対する日本の基本的立場を総括し、その姿勢を明らかにしているのが、日本が1994年以来毎年国連総会に提出している核軍縮に関する決議である。日本は、1994年より1999年まで「核兵器の究極的廃絶に向けた核軍縮に関する決議」（「究極的核廃絶決議」）を提出し、国際社会の圧倒的多数の支持を得てきた。この究極的核廃絶という考え方は、1995年NPT運用検討会議（5年毎に開催）の合意文書である「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」に取り入れられたが、これは「究極的」ではあるものの、核兵器国に「核廃絶」の目標を確認させた点で極めて意義のあるものであった。

2000年に開催されたNPT運用検討会議では、CTBTの早期発効、カットオフ条約の交渉を即時に開始して5年以内に交渉を終了させること等、今後国際社会が取り組むべき「核軍縮に関する現実的措置」を含む最終文書が全会一致で合意された。この最終文書では、核兵器の全面的廃絶に向けた核兵器国による「明確な約束」が合意された。この考え方は日本が提出してきた「究極的核廃絶決議」からさらに進んだものであり、日本の決議が基礎固めの役割を果たしたといえることができる。

これらの成果に基づき、日本は、2000年の国連ミレニアム

総会に、これまでの「究極的核廃絶決議」に代わり、新たな核軍縮決議案「核兵器の全面的廃絶への道程」を提出し、圧倒的多数をもって採択された。この決議は、漸進的・現実的なアプローチに則り、「核兵器のない平和で安全な世界」を目標として掲げ、核兵器の全面的廃絶を実現するための具体的な「道すじ」を示したものであり、核軍縮と核不拡散のバランスをとりつつ全面核廃絶に向けた大幅な核兵器の削減を行っていくべきことなど、2000年NPT運用検討会議の最終文書よりもさらに一歩進めた内容を含んでいる。

2001年以降は、米国がこれまでの米露間核軍備管理レジームとは大幅に異なるアプローチに立って、一方的な核兵器削減を追求する一方、CTBTをはじめとする幾つかの多数国間の軍縮・不拡散条約に対して消極的ないし反対の立場をとるという状況下で、日本は引き続き核軍縮決議案を国連総会に提出している。2003年も、日本は、現実的かつ漸進的なアプローチに基づき、核軍縮に向けた具体的な措置を積み重ねることにより、核兵器のない平和で安全な世界の実現を図るという一貫した考え方にに基づき、かつ、大量破壊兵器の拡散への懸念の表明やNPT遵守の重要性の更なる強調といった昨今の国際情勢をも踏まえた核軍縮決議案「核兵器の全面的廃絶への道程」を提出し、12月8日、国連総会本会議で賛成164、反対2（米及びインド）、棄権14の圧倒的多数で採択された。この賛成票数は、94年以来日本が提出してきた核軍縮決議案に対するものとして最大のものである。

第3章 化学・生物兵器

化学・生物兵器を規制する国際条約が初めて策定されたのは、1925年のジュネーブ議定書（「窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用の禁止に関する議定書」）である。この議定書では、これら化学・生物兵器の戦争における使用が禁止されたが、平時における保有等については何ら規定されていなかった。その後、1966年の第21回国連総会において化学兵器及び細菌兵器の使用を非難する決議が採択され、さらに、1969年、当時のウ・タント国連事務総長が「化学・細菌（生物）兵器とその使用の影響」と題する報告書を提出すると、これら兵器の規制の重要性について軍縮委員会や国際連合の場で活発に議論されるようになり、それぞれの兵器を平時を含めて規制する条約が制定されることとなった。当初は、化学・生物兵器を一括して禁止する条約の策定が目指されたが、最終的には、比較的成立が容易と見られた生物兵器を禁止する条約をまず作成し、その後化学兵器を禁止する条約を策定することとなった。こうして、1972年に生物兵器禁止条約(BWC)が、1993年に化学兵器禁止条約(CWC)が署名のため開放され、それぞれ1975年、1997年に発効した。

化学兵器については、前述のウ・タント国連事務総長報告を受け、70年代から軍縮委員会会議で議論されていたが、1980年代にはいると、軍縮委員会（1984年にジュネーブ軍縮会議と改称）において化学兵器禁止特別委員会が設立され、化学兵器を禁止するための交渉が1984年に本格的に開始された。その後イラン・イラク紛争での化学兵器の使用や湾岸戦争を経て、化学兵器を禁止するための交渉の早期妥結へ向けた気運が高まり、1992年、条約案が軍縮会議において採択された。化学兵器禁止条約（CWC）は翌1993年署名のため開放され、1997年4月発効した。

CWCは、サリンなどの化学兵器の開発、生産、保有などを包括

的に禁止し、同時に、米国やロシアが保有している化学兵器を一定期間内（原則として条約発効から10年以内、したがって2007年4月以前）に全廃することを定めたものである。これは、一つの範疇の大量破壊兵器を完全に禁止し、廃棄させるのみならず、これらの義務の遵守を確保する手段として、優れた検証制度をもつ初めての条約であり、軍縮条約史上、大きな意味をもっている。この条約の実施状況を検証していくことを主な任務とする実施機関として、化学兵器禁止機関（OPCW）がオランダのハーグに設立された。170名以上の査察官により、設立以来6年半で1500回を越える現地査察が実施されてきている。その内訳は、米露などがOPCWに申告した化学兵器貯蔵施設や廃棄施設への現場検証と、化学産業を有する締約国（日本も含む）がOPCWに申告した特定の化学物質を扱っている施設などへの現地査察に大別される。後者の査察は、通称「産業検証」と呼ばれており、化学兵器の開発・製造が化学産業という隠れ蓑の下で秘密裡に行われていないことを確認するため行われるものである。またCWCの下では、条約違反の可能性について明らかにするため、締約国は他の締約国の施設または区域に対する申し立てによる現地査察（チャレンジ査察）の実施を要請する権利を有する。かかる査察の要請が行われた場合、執行理事会が要請の受領後12時間以内に4分の3の多数で査察反対を決定しない限り、当該施設または区域への査察が行われる旨規定している。このチャレンジ査察は、被査察国が申告していない施設または区域に対しても査察が行われる点で画期的であるが、CWC発効後まだ一度も発動されていない。

他方で、生物兵器については、1972年にいち早くその禁止条約（生物兵器禁止条約（BWC））が署名のため開放されたが、その内容は平時も含めて生物兵器を包括的に禁止する条約にとどまり、化学兵器と異なって、締約国による条約の遵守を客観的に検証するための規定が盛り込まれていない。そのため、どのように条約を強化するかが長らく課題となっており、1995年から生物兵器に

についても化学兵器同様に申告、査察を通じた検証制度を作ること
を目的とする検証議定書策定交渉が開始されたが、2001年夏、米
国の政策転換を契機に中断された。

その後、締約国は、検証議定書とは別の方法による新たな条約
強化策を検討していくこととなり、紆余曲折を経た後、2002年11
月の第5回BWC運用検討会議再開会合では、検証議定書に代わる
条約強化プロセスの一環として、2006年の次回運用検討会議まで
の3年間の作業計画について合意が達成された。この作業計画に基
づき、締約国は、今後3年間にわたって年次締約国会合及び専門家
会合を毎年1回ずつ開催し、条約強化のために重要な5分野（後述）
について検討を続けていくこととなった。2003年8月には、この
作業計画に基づく初めての専門家会合が開催され、5分野のうち条
約の国内実施措置の強化及び危険な生物剤の保安管理（バイオセ
キュリティ）の強化の2分野について活発な議論が行われた。その
結果を受けて開催された年次締約国会合（11月）では、これらの措
置が重要であり、各国が今後その強化に取り組んでいくことを確
認するとともに、今次会合以降の進捗状況を2006年の次回運用検
討会議でレビューすることを内容とする最終文書が採択された。

CWC、BWCの締約国は既にそれぞれ157カ国、151カ国に上り
（2003年11月現在、国連非加盟国含む）、条約の普遍性はかなり高
まってきた。但し、国連加盟国のうちCWCについては北朝鮮や一
部中東諸国を含む36カ国が、BWCについては中東・アフリカを中
心に41カ国が依然未署名ないし未批准であり、これら諸国の署名・
批准を促進し、更に普遍性を強化していくことが大きな課題であ
る。同時に、既に加入している締約国が、国内において、条約の
義務の履行を徹底することが極めて重要である。CWC、BWCの加
盟国で、条約上の義務履行のために国内法が整備され、化学兵器
や生物兵器の使用、開発などを罰則をもって禁じている国は、と
もに全加盟国の半数程度であり、途上国の多くは未整備のままで
ある。これは多くの途上国が、自国は化学兵器、生物兵器で武装

する意思も能力も有していない以上、CWC、BWCの国内実施を喫緊の課題と考えていなかったことによると思われる。

しかし、テロ組織などの非国家主体による化学兵器、生物兵器使用が現実の脅威と化した現在、CWC、BWCの普遍性、国内実施措置強化は国際社会の安全保障上の大きな課題である。もし、両条約に未加入の国、または条約に加入はしていても条約上の義務履行のための国内法制度が整備されていない国があれば、テロ組織がこれら諸国において化学兵器、生物兵器の開発、獲得を試みる恐れがあるからである。そのため、CWC、BWCの双方で普遍性、国内実施措置の強化が主要議題として議論されている。CWCでは、発効後5年以上を経過したことを受けて2003年4月に開催された第1回CWC運用検討会議でこれらの問題の重要性について各国とも合意し、その結果、「CWC普遍化に関するアクション・プラン」及び「CWC国内実施措置アクション・プラン」が策定されるに至った。またBWCについては、上述の3年間の作業計画の枠組みにおいて、条約の国内実施強化に関する検討が行われている。現実のテロの脅威を前提にした議論が進む中、途上国、特に化学産業などの基盤拡大が急速に進み、化学、生物兵器の製造能力を高めつつあるアジア・太平洋地域諸国が、徐々に化学兵器、生物兵器の軍縮、不拡散を自らに直接影響する重要な問題としてとらえ、CWC、BWCの国内実施徹底などに真剣に取り組み始めていることが感じられ始めた。

日本は、こうした、CWC、BWCの取り組みに積極的に参加しているほか、日本独自の取り組みとして、未署名・未批准国への個別の働きかけを行うとともに、特にアジア地域を対象とした支援を行っている。具体的には、2002年3月にASEAN諸国を対象する「CWCの普遍化を目的としたASEAN諸国対象セミナー」を開催し、CWC未批准国に批准を働きかけるとともに、日本における条約実施の経験や国内の実施体制の整備等を紹介することにより、条約締約国におけるCWCの国内実施の強化を促した。また、アジ

ア・太平洋地域におけるキャパシティ・ビルディング強化の観点から、2003年9月に生物・化学兵器テロ対処能力向上に関する「生物・化学テロ被害対処及び危機管理セミナー」を開催した。

(参考) 化学・生物兵器の保有量等

化学兵器及び生物兵器については、核兵器と異なり、必ずしも高度な技術や多額の資金を必要としないため、存在量の実態はより捕捉が困難であるが、化学兵器禁止機関によると、これまでに化学兵器禁止条約締約国より同機関に対して総計7万トンの化学兵器の存在が申告され、このうち2004年2月までに8400トンの廃棄が完了しているとされている。ただし、この数字には化学兵器禁止条約未加入国の保有量は含まれていない。生物兵器の保有量については、国際的な検証の仕組みがなく、保有量に関する情報はないが、増殖、廃棄の容易な同兵器の特徴からも、保有量の特定は困難である。

第4章 通常兵器

通常兵器とは、一般に大量破壊兵器以外の武器を意味し、自動小銃、戦車、軍艦、戦闘機、大砲、ミサイル、地雷等多岐にわたる武器が該当する。通常兵器の軍縮・不拡散が国際社会において注目を集めるようになってきたのは、冷戦終了後の90年代である。その背景には、東西冷戦中に十分な国際規制がないままに野放しにされ、現実の紛争地において犠牲者を出している武器への対処が必要となってきたことが指摘できる。さらに、21世紀になるとテロ組織による地対空ミサイルの入手も深刻な脅威となっており、通常兵器がテロリストの手に渡ることを防ぐといった新たな視点からの取り組みも必要となってきた。

こうした状況の中で、90年代以降は様々な動きがあった。まず、1992年に国連軍備登録制度（第5部第4章）が設立され、1995年には、ガーリ国連事務総長（当時）が、「平和への課題—追補」の中で「マイクロ軍縮」として、小型武器（第5部第1章）、地雷（第5部第2章）への取り組みの重要性を喚起した。

1995年以降、小型武器分野では、国連における専門家会合を経て、2001年の国連小型武器会議でこの分野で初めての包括的な国際的取り組みを示す「小型武器非合法取引防止に向けた行動計画」が採択された。2003年には、行動計画の実施状況を検討する国連小型武器中間会合が開催された。

一方、地雷分野では、1996年に採択された特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW：第5部第3章）の改正議定書IIにおいて対人地雷の使用の制限が強化され、1997年には、対人地雷禁止条約（通称：オタワ条約）が採択され、対人地雷の使用のみならず、貯蔵、生産、移譲が禁じられた。さらに、地雷と同様の人道的被害をもたらすとの理由から、爆発性戦争残存物の問題が取り上げられるようになってきた。この問題については特定通常兵器使用禁止制限条約の枠組みにおいて爆発性戦争残存物に関する交渉が、

2003年を通して行われ、11月に新しい議定書が採択された。

通常兵器において特徴的なことは、現在紛争地において、実際に被害者を出している武器であるということである。従って、これらの紛争地における被害者の削減への措置や将来の被害者を防止する等の実際的な取り組みが必要となる。これは、従来の大量破壊兵器分野における軍縮・不拡散のアプローチとは異なり、兵器そのものの使用や生産の禁止に加えて、透明性の向上を通じた信頼醸成、紛争終了後の平和構築への貢献、人道、復興支援との連携といった広範かつ多様な観点からのアプローチが必要となる。

こうした点を踏まえて、通常兵器問題に対して日本が取り得るアプローチは、大別して二つある。

一つは、これまで国際社会が培ってきた規範や制度の強化・普遍化である。例えば、国連軍備登録制度への参加の働きかけ、小型兵器に関する行動計画の積極的な履行、対人地雷禁止条約未締結国（米国、ロシア、中国、インドといった軍事大国）に対する締結に向けた働きかけなどが挙げられる。国際社会が作った規範の遵守を徹底させ、また、制度を強化することにより、通常兵器による被害を未然に食い止めることにつながる。

もう一つは、既に流通、蓄積され、紛争、治安悪化の原因となっている武器に対する措置である。この場合、新たな非合法の流通を防止する、回収・除去するといった処置が必要となる。日本は、アフガニスタンを始め世界における地雷埋設国への除去支援を実施している他、カンボジアにおいて小型武器回収プロジェクトを実施している。このような実際的な取り組みは、まだ緒についたばかりであり、今後の経験、知見の蓄積が重要である。同時に、こうした分野において経験、知見を有するNGOや国際機関との協力が不可欠である。

こうした日本の通常兵器問題への取り組みは、紛争終了に続く和平プロセスの促進、国内の安定・治安の確保、人道・復旧支援という過程を迅速かつ切れ目ない形で進めていくことを目指す

「平和の定着」という日本の外交方針を具体化するものでもある。日本は、規範の整備の強化・普遍化と武器の回収・除去という上述の二つのアプローチを車の両輪として、通常兵器分野において、引き続き国際社会において主導的役割を果たしていく。

(参考) 1990年代以降に発生した、主な世界各地の内戦や紛争による犠牲者(死亡者)推定数(2001年までの累計)

1. コンゴ	約 250 万人
2. ブルンディ	20 万人以上
3. アルジェリア	約 10 万～ 15 万人
4. シエラレオーネ	約 4 万 3 千人
5. ロシア (チェチェン)	4 万～ 7 万人
6. コロンビア	3 万 5 千人以上

(出所：2002 年版 SIPRI 年鑑)